

運 営 規 定

社会福祉法人 福井康久会
指定認知症対応型通所介護事業所
デイサービスレインボー灯明寺

認知症対応型通所介護事業所 デイサービス レインボー灯明寺 運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人 福井康久会が開設するデイサービス レインボー灯明寺（以下「事業所」という）が行う認知症対応型通所介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び介護従事者(以下「職員」という)が、認知症の症状を伴う要介護・要支援状態の利用者に対して、適正な認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 事業所の運営にあたっては、認知症を伴い要支援・要介護状態となった利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように支援するとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることに努める。
- 2 この事業の実施にあたっては、関係市町村、保険・医療機関、他の指定介護サービス事業者との連携を図り、事業の目的が円滑且つ公正に運営されることに努める。
- 3 このサービスの提供にあたっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練、その他必要なサービスを利用者の希望に沿って、適切に提供するものとする。

第3条（事業所の名称等）

通所介護の名称は次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス レインボー灯明寺
- (2) 所在地 福井県福井市灯明寺町59字12番地1

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者
職員の管理、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うと共に、職員にこの規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員
利用者又はその家族の必要な相談に応じると共に、利用申込に係る調整、通所介護計の作成、必要な助言や援助等を行う。
- (3) 機能訓練指導員
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- (4) 介護職員及び看護職員
利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日(祝日含む)
- (2) 定休日 日曜日、年末年始(12/31～1/3)
- (3) サービス提供時間 8：30～17：30

第6条（利用定員）

事業所の利用定員は、1日12名とする。

第7条（サービスの内容）

認知症対応型通所介護の内容(種類)は、次に掲げるもののうち必要と認められるものとする。

- (1) 相談、援助等
- (2) 介護サービス(移動、排泄の介助、見守り等)
- (3) 健康のチェック
- (4) 機能訓練
- (5) 入浴サービス
- (6) 食事サービス
- (7) 送迎サービス

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施区域は、福井市における介護保険事業計画において定められた生活圏域で、当事業所から直線距離 10 km以内とする。

第9条（利用料）

ご利用料金については「デイサービス レインボー灯明寺 ご利用料金説明書」の通りとする。

- 1 提供するサービスの利用料は介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスの場合は、別途介護保険負担割合証に記された通りとする。
- 2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
昼食代、おやつ代
行事参加費用、その他オムツ代等
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は代理人に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い同意を得る。
なお、介護保険法令等関係諸法令の改正及び経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由により前項各号の費用に係る利用料金を変更する場合においても、その内容及び費用を記した文書を事前に交付して説明を行うとともに、利用者に文書により同意を得なければならない。

第10条（サービスの利用にあたっての留意事項）

利用者及びその家族は、認知症対応型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

第11条（苦情処理）

- 1 指定認知症対応型通所介護に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を管理者とする。事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。
- 2 認知症対応型通所介護に関し、市町村及び国保連が行う文書そのほかの物件の提出・提示又は質問・照会に応じ調査に協力するとともに、指導又は助言等を受けた場合は必要な改善を行う。
- 3 経過及び結果等を台帳に記録保管し、再発防止を図る。

第12条（緊急時における対応方法）

- 1 認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第13条（協力医療機関等）

- 1 利用者の病状急変等の為の協力医療機関は次のとおりである。
○名称 大滝病院 所在地 福井市日光1-2-1 電話 0776-52-2800
○名称 いとう内科クリニック
所在地 福井市経田1-209 電話 0776-27-5040
- 2 利用者の為の協力歯科機関は次のとおりである。
○名称 コンドー歯科医院 所在地 福井市開発4-309 電話 0776-53-2828

第14条（非常災害対策）

非常災害対策については、消防計画及び風水害、地震等の天災その他の災害に対処する計画に基づき、災害防止と利用者の安全確保に努める。また、火気・消防等についての責任者を置き次のとおり万全を期す。

- (1) 事業所内で自衛消防隊の編成により、各火元責任者をおき任務の遂行にあたる。
- (2) 自主検査は火災・危険の排除を主眼とした簡易な検査を毎始業及び終業時に行う。
- (3) 非常災害用設備は、有効に保持するよう努めると共に、法令に定められた基準に適合するよう努める

- (4) 火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自衛消防隊の編成により初期消火、通報措置、誘導などの任務遂行にあたる。
また、地域住民及びボランティア組織等とも日常の連携を密にし、緊急時の応援、協力体制を確保する。
- (5) 防火管理責任者は、次のとおり職員に対して防火教育及び消防訓練を実施する。
 - ・年2回以上の防火教育及び消火、通報、避難の為の基本訓練
 - ・年2回以上の利用者を含めた総合訓練
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じ対処する体制を整える。

第15条（業務継続計画の策定等）

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第16条（虐待の防止）

事業者は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業員に対し、次に掲げる観点から、虐待防止に関する措置を講じるものとする。

- ・虐待の未然防止
 - ・虐待の等の早期発見
 - ・虐待等への迅速かつ適切な対応
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待の防止のための従業員に対する研修を定期的実施する。
 - (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。

第17条（身体拘束）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第18条（衛生管理）

- 1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 指定認知症対応型通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に英戦管理に十分留意するものとする。
- 4 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

第19条（地域との連携）

- 1 事業所は、運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図る。
- 2 認知症対応型通所介護の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所存する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置しおおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言などを聴く機会を設ける。
- 3 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

第20条（その他、運営について留意事項）

- 1 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制

- を整備する。施設内研修においては、2ヶ月に一度全従業者を対象に行うものとする。
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は職員、施設、設備、会計に係る記録、個別サービス評価、提供したサービスに係る記録等を整備し、その完結の日から5年間保存する。

第21条（規程の補足）

この規定に定めるもののほか、必要な事項については管理者が社会福祉法人 福井康久会と協議し、定めるものとする。

- 附 則
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
 - この規程は、平成26年8月1日から施行する。
 - この規程は、平成29年10月1日から施行する。
 - この規程は、令和2年1月1日から施行する。
 - この規程は、令和3年10月1日から施行する。
 - この規定は、令和6年4月1日から施行する。
 - この規定は、令和6年6月1日から施行する。